

## 追補資料

# 平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 5 月 31 日 までの主な改正項目

ライフプランニング関連	2 ページ
公的年金関連	3 ページ
社会保険関連	4 ページ
税金関連	6 ページ
平成 19 年度税制改正・新旧対照表	16 ページ

# ライフプランニング関連

---

## 1 住宅ローン

### (1) 住宅金融公庫融資

平成 19 年 3 月末で住宅金融公庫が廃止され、独立行政法人住宅金融支援機構に業務が引き継がれたことに伴い、従来住宅金融公庫が行っていた個人向け融資は、災害復興融資や「つみたてくん」等の利用者向けなどを除いて新規募集が終了した。

### (2) フラット 35

住宅金融支援機構が業務を引き継いだフラット 35 に、次の見直しが行われている。

#### 保証型がスタート

平成 19 年 1 月から、従来の「買取型」に加えて、住宅金融支援機構（従来は住宅金融公庫）が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取らずに保証するタイプの「保証型」のフラット 35 の取扱いがスタートした。

#### 融資限度額が取得価格の原則 9 割に

平成 19 年 4 月 2 日以後の融資実行分について、「買取型」での融資限度額が、建設費または購入価額の 9 割（従来は 8 割）に引き上げられた。ただし、融資上限額は従来と同様に 8,000 万円に据え置かれている。他方、「保証型」の融資限度額は、取扱金融機関によって建設費または購入価額の 8～10 割の選択制に見直されている。

#### 借換えでの利用が一部可能に

平成 19 年 4 月以後、「保証型」のフラット 35 が、一定条件を満たす借換えについても利用可能となっている（買取型では不可）。

#### 登録免許税が課税扱いに

平成 19 年度税制改正により、従来非課税であったフラット 35 の抵当権設定登記の登録免許税が、平成 19 年 4 月 1 日以後の申込みから課税されることとなった。課税額は、住宅について、床面積が 50 m<sup>2</sup>以上であること、中古住宅の場合は築後 25 年以内（木造の場合は 20 年以内）であることなどの要件に該当する場合は「融資額×1,000 分の 1」、それ以外の場合は「融資額×1,000 分の 4」となる。

## 3 大疾病付機構団信の取扱いが開始

住宅金融支援機構は、平成 19 年 4 月から、新たに「3 大疾病保障付機構団体信用生命保険」（略称：3 大疾病付機構団信）の取扱いを開始した。

## 2 グレーゾーン金利の撤廃（改正貸金業規制法および改正出資法）

平成 18 年 12 月に、改正貸金業規制法および改正出資法が成立した。主な内容は以下のとおりである（順次施行）。

### 「グレーゾーン金利」が撤廃（平成 21 年中）

出資法の上限金利（29.2%）を、利息制限法の水準（20%）にまで引き下げる。

### 融資額を制限

個人に対する総融資額を、原則として年収の 3 分の 1 までに制限する。

### 業者の生命保険金の受取りを禁止

借り手が自殺した際に、業者が「消費者信用団体生命保険」から保険金を受け取ることを禁止する。

### 違法な貸付けに対する罰則の強化

## 公的年金関連

---

### 1 平成 19 年度の年金額等

平成 19 年度の主な年金額等は以下のとおりである。平成 19 年度の年金額は前年度と同じ額となっている。

〔主な年金額等（平成 19 年度価額）〕

項 目	平成 19 年度	（参考）平成 18 年度
物価スライド率	0.985	0.985
老齢基礎年金（満額）	79 万 2,100 円	79 万 2,100 円
振替加算（最高額）	22 万 7,900 円	22 万 7,900 円
配偶者加給年金（最高額）	39 万 6,000 円	39 万 6,000 円
子の加算額（第 2 子まで）	22 万 7,900 円	22 万 7,900 円
子の加算額（3 人目以降）	7 万 5,900 円	7 万 5,900 円
中高齢寡婦加算	59 万 4,200 円	59 万 4,200 円

## 2 国民年金保険料

平成 19 年度の国民年金保険料は、前年度の物価下落（0.3%）を反映して、1 万 4,100 円となった。

（平成 18 年度国民年金保険料 1 万 3,860 円 + 280 円）×0.997 1 万 4,100 円

## 3 厚生年金保険料

平成 19 年 4 月時点の保険料率は 14.642%となっている（事業主と被保険者が折半負担）。なお、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの月分の保険料率は 14.996%となる。

## 4 平成 19 年度中に実施される改正事項

- ・平成 19 年 4 月以後、離婚した夫婦間において、配偶者の同意または裁判所の決定があれば、配偶者の厚生年金を分割できる。
- ・平成 19 年 4 月以後、70 歳以上の被用者の厚生年金給付について、60 歳代後半の在職老齢年金の仕組みが適用される。なお、老齢厚生年金の全部または一部の支給停止が行われるが、保険料は徴収されない。
- ・平成 19 年 4 月以後、夫が死亡時に子のいない 30 歳未満の妻の遺族厚生年金が 5 年の有期年金となる。
- ・平成 19 年 4 月以後、中高齢寡婦加算の支給対象について、寡婦の要件が夫死亡時の 35 歳以上から 40 歳以上に引き上げられた。
- ・平成 19 年 4 月以後、65 歳以上の老齢厚生年金について繰下げ受給が可能となった。
- ・平成 19 年 4 月以後、遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権がある者に対しては、老齢厚生年金を全額支給したうえで、従来 of 遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとなった。

## 社会保険関連

---

### 1 児童手当制度の拡充

平成 19 年 4 月以後、児童手当の額（第 1 子と第 2 子が月額 5,000 円、第 3 子以降は月額 1 万円）のうち、3 歳未満の乳幼児に対する手当額が、第 1 子、第 2 子とも月額 1 万円に引き上げられている。

## 2 健康保険法の改正

### <平成 18 年 10 月実施項目>

70 歳以上の長期入院患者の食費・居住費が自己負担となった。

高度先進医療等で適用された「特定療養費」が「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に変更された。

現役並みの所得を持つ 70 歳以上の者の自己負担割合が 2 割から 3 割に引き上げられた。

埋葬料が標準報酬月額相当額(最低 10 万円)から一律 5 万円に引き下げられた。

高額療養費の自己負担限度額が引き上げられた。

出産育児一時金が 30 万円から 35 万円に引き上げられた。

被保険者の医療機関等での窓口において出産費用を支払う負担を軽減するため、出産育児一時金の医療機関等による受取代理が可能となった。

### <平成 19 年 4 月実施項目>

標準報酬月額の上下限がそれぞれ 4 等級ずつ追加された(39 等級 47 等級)。保険料徴収の対象となる賞与の額について、従来 of 1 回当たり 200 万円の徴収上限から年度累計 540 万円に変更された。

傷病手当金と出産手当金の支給対象者から、任意継続被保険者が除外された。

傷病手当金と出産手当金の支給額が見直された(標準報酬日額の 60% 3 分の 2)。

出産手当金の支給対象から資格喪失後 6 カ月以内に出産した者が除外された(資格喪失後の出産手当金の廃止)。

70 歳未満の者の入院時高額療養費の現物給付化が開始し、同制度を利用すると病院の窓口支払いは自己負担上限額までとなる。

### <平成 20 年 4 月実施項目>

75 歳以上の者を対象とした地域単位の後期高齢者医療制度が創設される。

70~74 歳の者(現役並み所得者以外)の自己負担割合が 1 割から 2 割に引き上げられる。

3 歳以上小学校就学前までの児童の自己負担割合が 3 割から 2 割に引き下げられる。

### <平成 20 年 10 月実施項目>

政府管掌健康保険の保険者が、従来の政府(社会保険庁)から国とは切り離れた都道府県単位の公法人に変更され、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率が設定される。

### 3 雇用保険法の改正

平成 19 年 4 月 23 日、雇用保険法等の一部を改正する法律が成立、公布された。主な改正項目は以下のとおりである。

#### 雇用保険料率の見直し

平成 19 年 4 月以後、雇用保険料率（一般事業）が従来の 1,000 分の 19.5（うち本人負担分は 1,000 分の 8）から 1,000 分の 15（うち本人負担分は 1,000 分の 6）に引き下げられた。

#### 雇用 3 事業の見直し

雇用 3 事業のうち、雇用福祉事業を廃止する。

#### 被保険者の区分

短時間労働被保険者（1 週間の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満）と、一般の被保険者の区分を廃止し、一本化する（平成 19 年 10 月 1 日以後の離職が対象）。

#### 教育訓練給付金の見直し

当分の間、被保険者期間 3 年以上の要件を 1 年以上に緩和する。ただし、5 年以上加入している者への給付金（教育訓練費用の 40%、最高 20 万円を支給）を、3 年以上加入者と同じ水準（教育訓練費用の 20%、最高 10 万円）に引き下げる（平成 19 年 10 月 1 日以後の受講開始が対象）。

#### 育児休業給付の拡充

育児休業給付のうち、育児休業者職場復帰給付金を休業前賃金の 10% から 20% に引き上げる（平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月までの暫定措置）。

## 税金関連

---

### 1 役員給与

平成 18 年度税制改正で大幅に変更された役員給与について、国税庁は平成 18 年 6 月の Q & A、同年 12 月の質疑応答事例により、以下のとおり取扱いを明らかにした。

#### （1）定期給与の増額改定に伴う一括支給額

定時株主総会で役員の前記定期給与の増額改定をした場合に、その年度の期首にさかのぼって増額分を一括支給した場合、その一括支給分は定期同額給与には該当せず、損金の額に算入できない。

たとえば、3月決算法人が5月の定時株主総会において、役員に支給する定期給与を月額80万円から100万円に増額決議し、4月から5月分の増額分40万円を6月に一括支給した場合は、その一括支給分40万円は定期同額給与に該当せず損金不算入となる。

## (2) 年俸等として毎年所定の時期に支給される給与

役員に支給する給与のうち、他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する役員給与(非常勤役員の年俸等)は、その支給時期が1カ月以下ではないため定期同額給与には該当しない。したがって、その役員給与を損金の額に算入するためには、事前確定届出給与としての所轄税務署長への届出が必要となる。

## (3) 定期給与の額を改定した場合の損金不算入額

事業年度の途中で定期給与の改定が行われた場合において、その改定が会計期間開始から3カ月以内の場合や経営状態が著しく悪化したことなど所定の場合には、改定前後の給与が定期同額給与に該当して損金の額に算入される。したがって、所定の場合に該当しない事業年度の途中で定期給与の改定が行われたときは、原則として、その事業年度における定期給与の支給額の全額が定期同額給与に該当せず、損金不算入となる。

ただし、増額改定した場合において、増額後の各支給時期における支給額も同額であるときは、従前からの定期同額給与とは別個の定期給与が上乗せされて支給されたものと同視し得ることから、上乗せされた定期給与とみられる部分のみが損金不算入となる(図1)。逆に、減額改定が行われた場合において、減額後の各支給時期における支給額も同額であるときは、本来の定期同額給与は減額改定後の金額であり、減額改定前は、その定期同額給与の額に上乗せ支給を行っていたものであるとみなされることから、減額改定前の定期給与の額のうち減額改定後の定期給与の額を超える部分の金額のみが損金不算入となる(図2)。

### (図1) 増額改定

3月決算法人が11月より月20万円増額

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
80万円							100万円				

損金不算入 100万円

損金算入 960万円

## ( 図 2 ) 減額改定

3月決算法人が1月より月20万円減額

経営状態が著しく悪化したケースには該当しないものとする。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
100 万 円									80 万 円		

損金不算入 180 万円

損金算入 960 万円

## ( 4 ) 役員の方掌変更に伴う増額改定

代表取締役が急逝した場合などやむを得ない事情により、役員としての職務内容、地位が激変し、実質的に新たに役員に就任したのと同様の状況にあると認められる場合には、その新たな役員就任に伴う増額改定が会計期間開始から3カ月経過後に行われたものであっても、増額改定前および増額改定後の定期給与は定期同額給与として損金の額に算入される。

たとえば、3月決算法人の代表取締役Aが急逝したことから、10月1日に臨時株主総会を開催し、取締役Bを代表取締役に選任するとともに、Bの役員給与を月額50万円から前任者Aと同額の月額100万円に増額改定した場合には、Bの役員給与900万円(50万円×6カ月+100万円×6カ月)は定期同額給与として損金の額に算入される。

## ( 5 ) 一定期間の減額

特定の役員の不祥事等により一定期間のみ役員給与を減額し、その期間経過後は、減額前の給与の額を支給するような場合は、その減額する理由が、企業秩序を維持して円滑な企業運営を図るため、あるいは法人の社会的評価への悪影響を避けるために、やむを得ず行われたものであり、かつ、その処分内容が、その役員の行為に照らして社会通念上相当のものであると認められるときには、減額された期間においても定期同額給与に該当する。

## ( 6 ) 役員に対する歩合給

損金算入の対象となる定期同額給与は、その支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与をいうことから、たとえ一定の算定基準に基づき、定期的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しない。したがって、各月の支給額が異なる歩合給や能率給等は、一定の利益連動給与に該当するものを除き、損金の額に算入されない。

なお、固定給の部分と歩合給の部分とがあらかじめ明らかとなっている場合は、固定給の部分については、定期同額給与の要件を満たす限り損金の額に算入される。歩合給や能率給等は、一般には、使用人兼務役員に対して支給されるケースが多いが、使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与について歩合制を採用している場合は、不相当に高額なものに該当しない限り、原則として、損金の額に算入される。

平成 18 年度税制改正前の法人税に関する取扱いである法人税基本通達 9 - 2 - 15《役員の歩合給若しくは能率給又は超過勤務手当》に基づいて、役員に対する歩合給を損金の額に算入していた法人であっても、上記のとおり役員に対する歩合給等は損金の額に算入することはできないため注意が必要である。なお、給与体系の見直しには相応の期間を要することや役員給与支給規程等の改定時期は一般に定時株主総会のときであることなどを考慮し、役員給与の改定までの間、やむを得ず、歩合給を支給している法人については、平成 18 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度において支給した歩合給および当該最初に開始する事業年度の翌事業年度に係る会計期間 3 カ月経過日までに行われる役員給与の改定までの間に支給した歩合給は、それぞれ定期同額給与として取り扱って差し支えない。

### **( 7 ) 届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合の取扱い**

事前確定届出給与とは、役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに従い支給される給与で、届出期限までに所定の届出がされている場合のその給与をいう。したがって、事前に届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合は事前確定届出給与には該当せず、増額支給、減額支給いずれも実際に支給した金額が損金不算入となる。

## **2 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入**

平成 18 年度税制改正で新設された特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入について、国税庁は平成 18 年 12 月の質疑応答事例により、以下のとおり取扱いを明らかにした。

### **( 1 ) “ 業務主宰役員 ” の意義**

業務主宰役員とは、法人の業務を主宰している役員の 1 人を指す概念であり、個人に限る。具体的には、税務上の役員のうち、会社の経営に最も中心的に関わっている役員を指すことになる。通常、代表取締役や社長といわれる役員がこれに該当することが多いと考えられるが、必ずしも肩書きのみにより判定するのではなく、実質的な関わりにより判定することになる。

なお、判定にあたっては、たとえば、事業計画の策定、多額の融資契約の実行、

人事権の行使等に際しての意思決定状況や役員給与の多寡などもその判断の要素になる。

## **（２）“ 常務に従事する役員 ” の意義**

常務に従事する役員とは、会社の経営に関する業務を役員として実質的に、日常継続的に遂行している役員をいうが、常務に従事する役員に該当するかどうかについては、その業務の内容や従事の実態などを踏まえ、その実質に応じて個々に判断することになる。

たとえば、代表取締役は会社を代表し、会社の業務に関するいっさいの行為をする権限を有するため、当然に常務に従事する役員に該当することになる。また、副社長、専務または常務などの職制上の地位を有する役員については、その会社の枢要かつ責任のある地位にあり、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している役員と考えられることから、常務に従事する役員に該当することになる。使用人兼務役員については、その役員としての職務が、単に取締役会のメンバーとして業務執行に関する意思決定に参画するだけでなく、会社の経営に関する業務を実質的に、日常継続的に遂行している場合には、常務に従事する役員に該当することになる。具体的には、その者に対する役員給与のうち役員としての職務に対する給与がその会社の使用人としての職務に対する給与を超えるようなときには、常務に従事する役員に該当するものとして取り扱われる。

なお、会計参与や監査役については、そもそも会社の経営に関する業務を行う役員ではないので、通常は常務に従事する役員に該当しない。

## **（３）“ 同一の内容の議決権を行使することに同意している者 ” の意義**

特殊支配同族会社に該当するかどうかを議決権の数によって判定するにあたり、個人または法人との間で当該個人または法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、その同意している者が有する議決権は当該個人または法人が有するものとみなし、かつ、当該個人または法人（その議決権に係る会社の株主等であるものを除く）はその議決権に係る会社の株主等であるものとみなす。また、業務主宰役員と特殊の関係のある者に該当するかどうかの判定における同族会社を支配している場合の判定にあたっても同様に取り扱われる。

この同一の内容の議決権を行使することに同意している者かどうかは、契約、合意等により、個人または法人との間で当該個人または法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるかどうかにより判定されるが、たとえば、次のような場合は同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるものと考えられる。

株式の所有が組合形態で行われている場合で、特定の組合員の意思により議決権が行使される旨の組合契約等における合意があるとき

株式の所有が信託形態で行われている場合で、委託者、受託者または他の受益者の意思または指図により議決権を行使する旨の合意または信託行為における定めがあるとき

株式を相互に持ち合っている場合で、議決権の行使についてお互いの意に沿うよう行使する旨の合意があるとき

当該個人または法人に対して継続的に白紙委任状を提出しているとき

なお、単に過去の株主総会等において同一内容の議決権行使を行ってきた事実があることや、当該個人または法人と出資、人事・雇用関係、資金、技術、取引等において緊密な関係があることのみをもって、当該個人または法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者とはならない。

### 3 交際費

平成 18 年度税制改正で 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費が交際費の範囲から一定の要件の下で除外されたことについて、国税庁は平成 18 年 5 月の Q & A により、以下のとおり取扱いを明らかにした。

#### (1) 書類の保存要件

交際費等の範囲から 1 人当たり 5,000 円以下の飲食費を除外する要件としては、飲食その他これに類する行為（以下、飲食等）のために要する費用について、次に掲げる事項を記載した書類を保存していることが必要とされる。

その飲食等のあった年月日

その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係

その飲食等に参加した者の数

その費用の金額ならびにその飲食店、料理店等の名称およびその所在地

(注) 店舗を有しないことその他の理由によりその名称またはその所在地が明らかでない場合は、領収書等に記載された支払先の氏名もしくは名称、住所、もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地が記載事項となる。  
その他参考となるべき事項

#### (2) 飲食その他これに類する行為

飲食その他これに類する行為のために要する費用としては、通常、自己の従業員等が得意先等を接待して飲食するための飲食代以外にも、たとえば、得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、弁当の差入れを行うための弁当代などが対象となる。この場合の対象となる弁当は、得意先等において差入れ後相応の時間内に飲食されることが想定されるものを前提としている。

なお、単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為は、いわゆる中元・歳暮と変わらないことから、飲食その他これに類する行為には含まれないと考えられ、その贈答のために要する費用は、原則として、交際費等に該当することになる。ただし、飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要するお土産代をその飲食店等に支払う場合には、相応の時間内に飲食されることが想定されるか否かにかかわらず、飲食に類する行為に該当するものとして、飲食等のために要する費用とすることができる。

### **(3) 飲食等のために要する費用**

飲食等のために要する費用としては、通常、飲食等という行為をするために必要である費用が考えられることから、たとえば、飲食等のためにテーブルチャージ料やサービス料等として飲食店等に対して直接支払うものが対象となる。

一方、得意先等との飲食等を行う飲食店等へ送迎するために送迎費を負担した場合は、本来、接待・供応にあたる飲食等を目的とした送迎という行為のために要する費用として支出したものであり、通常、飲食等のために飲食店等に対して直接支払うものでもないので、その送迎費自体は交際費等に該当することになる。

なお、交際費等の範囲から除かれることとされる1人当たりの費用の額の算定にあたっては飲食費に加算する必要はない。

### **(4) 専ら従業員等のための飲食費**

飲食費のうち社内飲食費（専ら当該法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費）については、1人当たり5,000円以下のものであっても、原則として、交際費等の範囲から除外されない（ただし、他の会議費等の費用として交際費等の範囲から除かれる場合がある）。

この社内飲食費に関しては、仮に、接待する相手方である得意先等が1人であっても、その飲食等のために自己の従業員等が相当数参加する必要があるのであれば、社内飲食費に該当することはないが、得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められる場合には、社内飲食費に該当することがある。

なお、接待する相手方は資本関係が100%である親会社の役員等であっても、連結納税の適用を受けている各連結法人の役員等であっても、相手方としては社外の者となることから、その者との飲食等に係る飲食費が社内飲食費に該当することはない。また、同業者パーティに出席して自己負担分の飲食費相当額の会費を支出した場合や得意先等と共同開催の懇親会に出席して自己負担分の飲食費相当額を支出した場合についても、互いに接待し合っているだけであることから、その飲食費が社内飲食費に該当することはない。

## **( 5 ) ゴルフ等に際しての飲食費**

ゴルフ・観劇・旅行(国内・海外)等の催事に際しての飲食等については、通常、それらの催事を実施することを主たる目的とする一連の行為の1つとして実施されるものであり、飲食等は主たる目的である催事と不可分かつ一体的なものとして一連の行為に吸収される行為と考えられる。したがって、飲食等がそれら一連の行為とは別に単独で行われていると認められる場合(たとえば、企画した旅行の行程のすべてが終了して解散した後に、一部の取引先の者を誘って飲食等を行った場合など)を除き、それら一連の行為のために要する費用の全額が、原則として、交際費等に該当するものとされる。

## **( 6 ) 1人当たりの金額計算**

交際費等の範囲から除かれる飲食費は、以下の算式で計算した1人当たりの金額が5,000円以下の費用が対象となる。

$$\frac{\text{飲食等のために要する費用として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの金額}$$

したがって、個々の得意先等が飲食店等においてそれぞれの程度の飲食等を実際に行ったかどうかにかかわらず、単純に当該飲食等に参加した人数で除して計算した金額で判定することになる。

## **( 7 ) 交際費等とされない飲食費の額**

交際費等の範囲から除かれる飲食費は、1人当たりの金額が5,000円以下の費用それ自体が対象となることから、1人当たりの金額が5,000円を超える費用については、その費用のうちその超える部分だけが交際費等に該当するのではなく、その費用のすべてが交際費等に該当することになる。すなわち、1人当たりの飲食費のうち5,000円相当額を控除するというような方式ではない。

## **( 8 ) 1次会と2次会の費用**

1次会と2次会など連続した飲食等の行為が行われた場合においても、それぞれの行為が単独で行われていると認められるとき(たとえば、まったく別の業態の飲食店等を利用しているときなど)には、それぞれの行為に係る飲食費ごとに1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定を行って差し支えない。しかしながら、それら連続する飲食等が一体の行為であると認められるとき(たとえば、実質的に同一の飲食店等で行われた飲食等であるにもかかわらず、その飲食等のために要する費用として支出する金額を分割して支払っていると認められるときなど)には、その行為の全体に係る飲食費を基礎として1人当たり5,000円以下であるかどうかの判定を行うことになる。

### 3 奥行価格補正率等

財産評価基本通達の一部が改正され、路線価方式により宅地を評価する場合に用いる付表1（奥行価格補正率表）、付表2（側方路線影響加算率表）、付表3（二方路線影響加算率表）、付表4（地積区分表）、付表5（不整形地補正率表）、付表6（間口狭小補正率表）が改正された。新しい補正率は平成19年1月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価に適用される。

### 4 厚生年金が分割された場合の課税関係

平成19年4月から離婚時の厚生年金の分割制度が施行され、また、平成20年4月から離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割制度が導入されるが、これらの制度の適用を受けて離婚時に離婚当事者間で婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を分割したときは、原則として、贈与税の課税関係は生じない。

### 5 平成19年度税制改正

現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、わが国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的見直しが行われるとともに、中小企業関係税制、国際課税、組織再編税制・信託税制、金融・証券税制、住宅・土地税制、納税環境整備等について改正が行われた。

#### （1）減価償却制度

- ・平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の95%）および残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却できることとするとともに、250%定率法を導入。
- ・平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した後、5年間で1円（備忘価額）まで均等償却。
- ・フラットパネルディスプレイ製造設備等の法定耐用年数を短縮。

#### （2）中小企業関係税制

- ・同族会社の留保金課税について、適用対象から中小企業（資本金等が1億円以下の会社）を除外。
- ・特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入について、適用除外基準である基準所得金額を800万円から1,600万円に引き上げ。
- ・相続時精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与を受ける場合は、一定の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についてその適用を選択することができることとするとともに、2,500万円の非課税枠を3,000

万円に拡充。

- ・エンジェル税制（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例）の適用期限を2年延長するとともに、適用対象となる企業の要件の緩和および確認手続きを合理化。

### **（3）国際課税**

- ・移転価格税制について、租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設。

### **（4）組織再編税制・信託税制等**

- ・組織再編税制について、会社法における合併等対価の柔軟化（三角合併等）に伴う税制措置や、国際的な租税回避を防止するための措置を導入。
- ・信託税制について、信託法の改正による新たな類型の信託等に対応した税制を整備するとともに、租税回避行為の観点から受託者段階での法人課税を行うなど、課税の中立・公平を確保するための措置を構築。
- ・企業会計基準の変更に伴い、一定のリース取引を売買とみなしたうえで、借手手の減価償却の方法についての規定を整備。

### **（5）金融・証券税制**

- ・上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率の特例の適用期限を1年延長。

### **（6）住宅・土地税制**

- ・住宅借入金等特別控除について、税源移譲に伴い中低所得者層の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得の支援のため、控除期間・控除率の特例を創設。
- ・住宅のバリアフリー改修促進税制を創設。
- ・居住用財産の譲渡に係る課税の特例（買換え特例および譲渡損失の繰越控除）の適用期限を3年延長。

### **（7）納税環境整備**

- ・電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設するとともに、税務手続きの電子化促進措置（電子申告における第三者作成書類の添付省略等）を導入。
- ・コンビニエンスストアで納税できる制度を創設。

### **（8）その他**

- ・寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30%から40%に引き上げ。
- ・再チャレンジ支援寄附金税制を創設。
- ・地域産業活性化支援税制を創設。

## 平成 19 年度税制改正・新旧対照表

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税・所得税	減価償却	<p>&lt; 残存価額 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残存価額（耐用年数経過時に見込まれる処分価額）は、減価償却資産の種類、細目ごとに定められている（有形固定資産については取得価額の10%）。</li> </ul> <p>&lt; 償却可能限度額 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却可能限度額（減価償却をすることができる限度額）は、減価償却資産の種類、細目ごとに定められている（有形固定資産については取得価額の95%）。</li> </ul> <p>&lt; 法定耐用年数 &gt;</p> <p>フラットパネルディスプレイ製造設備：10年            フラットパネル用フィルム材料製造設備：10年            半導体用フォトレジスト製造設備：8年</p>	<p>&lt; 残存価額の廃止 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・残存価額を廃止。</li> <li>・250%定率法の導入。定額法の償却率（1/法定耐用年数）を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却費を計算し、この償却費が、償却保証額（取得価額×保証率）を下回るときに、定率法から定額法に切り替えて償却。</li> </ul> <p>&lt; 償却可能限度額の廃止 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償却可能限度額を廃止（備忘価額1円まで償却可能）。</li> <li>・平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後5年間で1円まで均等償却できる。</li> </ul> <p>&lt; 法定耐用年数の短縮 &gt;</p> <p>フラットパネルディスプレイ製造設備：5年            フラットパネル用フィルム材料製造設備：5年            半導体用フォトレジスト製造設備：5年</p>	平成 19 年 4 月 1 日以後に取得する減価償却資産

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・住民税	特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（エンジェル税制）	<p>&lt;適用対象企業の要件&gt;</p> <p>1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「特定新規中小企業者」である株式会社</p> <p>(1)設立1年未満 試験研究費等が売上高の3%超 研究者が2人以上かつ全従業員等の10%以上</p> <p>(2)設立1年以上2年未満 試験研究費等が売上高の3%超</p> <p>(3)設立2年以上5年未満 試験研究費等が売上高の3%超</p> <p>(4)設立5年以上10年未満 試験研究費等が売上高の5%超</p> <p>2. 地域再生法に規定する認定地域再生計画に基づき特定地域再生事業を営む特定地域再生事業会社</p> <p>・常時雇用する従業員の数が20人以上であること</p> <p>&lt;対象となる特定新規中小企業者の確認手続き&gt;</p> <p>投資を受けたつど確認を受ける。</p> <p>&lt;譲渡益課税の特例&gt;</p> <p>特定中小会社が発行した株式に係る譲渡益（税負担）を2分の1に軽減する特例（平成19年3月31日までの払込みにより取得）。</p>	<p>&lt;適用対象企業の要件の緩和&gt;</p> <p>1. 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「特定新規中小企業者」である株式会社のほか、次の要件を満たす企業も対象に追加。</p> <p>(1)設立1年未満 開発者が2人以上かつ全従業員等の10%以上</p> <p>(2)設立1年以上2年未満 開発者が2人以上かつ全従業員等の10%以上</p> <p>(3)設立2年以上5年未満 売上高成長率が25%以上</p> <p>(4)設立5年以上10年未満 改正なし</p> <p>2. 地域再生法に規定する認定地域再生計画に基づき特定地域再生事業を営む特定地域再生事業会社の要件を緩和</p> <p>・常時雇用する従業員の数が10人以上であること</p> <p>&lt;対象となる特定新規中小企業者の確認手続きの合理化&gt;</p> <p>投資を受けたつど確認を受ける方法のほか、毎年度、事前に確認を受ける方法を追加。</p> <p>&lt;譲渡益課税の特例の適用期限延長&gt;</p> <p>特定中小会社が発行した株式に係る譲渡益（税負担）を2分の1に軽減する特例の適用期限を2年延長（平成21年3月31日までの払込みにより取得）。</p>	平成19年4月1日以後の特定株式の取得について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税	特定同族会社の特別税率（留保金課税制度）	<p>&lt; 不適用措置 &gt;</p> <p>・中小企業新事業活動促進法の経営革新計画承認企業</p>	<p>&lt; 不適用措置の追加 &gt;</p> <p>・資本金または出資金の額が1億円以下の会社を追加。</p>	平成19年4月1日以後開始事業年度
	特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入	<p>&lt; 適用除外 &gt;</p> <p>(1)基準所得金額（課税所得＋業務主宰役員給与）800万円以下</p> <p>(2)基準所得金額（課税所得＋業務主宰役員給与）800万円超3,000万円以下、かつ、業務主宰役員給与が基準所得金額の2分の1以下</p>	<p>&lt; 適用除外要件の見直し &gt;</p> <p>(1)基準所得金額（課税所得＋業務主宰役員給与）1,600万円以下</p> <p>(2)基準所得金額（課税所得＋業務主宰役員給与）1,600万円超3,000万円以下、かつ、業務主宰役員給与が基準所得金額の2分の1以下</p>	平成19年4月1日以後開始事業年度
所得税・法人税	中小企業等基盤強化税制	<p>中小卸・小売・特定のサービス業者が一定の資産を取得した場合、30%の特別償却または7%の税額控除を選択適用できる。</p> <p>&lt; 適用期限 &gt;</p> <p>平成19年3月31日までの取得に適用</p>	<p>&lt; 適用期限の延長 &gt;</p> <p>平成21年3月31日までの取得に適用（2年延長）</p> <p>&lt; 適用対象の追加 &gt;</p> <p>「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に規定する一定の認定計画に従い、中小企業者が機械装置を取得した場合も適用対象とする。</p>	
法人税	地域産業活性化支援税制	新設	<p>地域産業活性化法の「基本計画」に定められた集積地域内において一定の業種に属する企業が、新規立地を行った場合、新たに取得した建物等および機械等に対して、特別償却することができる制度を創設。</p> <p>償却率：機械装置15%、建物等8%</p>	平成19年4月1日から平成21年3月31日までの取得について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
相続税・贈与税	取引相場のない種類株式の評価方法	新設	<p>(1) 配当優先の無議決権株式 原則として普通株式と同様に評価（純資産価額方式の場合には配当優先の度合いにかかわらず普通株式と同額評価）。ただし、相続時の納税者の選択により、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提<sup>(注)</sup>で、無議決権株式について普通株式評価額から5%を評価減することも可能。</p> <p>（注）無議決権株式の評価減分を議決権株式に加算</p> <p>(2) 社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権 + 配当優先株式） 以下の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額と配当に基づく評価）。</p> <p>優先配当、無議決権、一定期間後に発行会社が発行価額で取得、残余財産分配は発行価額を上限、普通株式への転換権なし</p> <p>(3) 拒否権付株式 拒否権付株式（普通株式 + 拒否権）は、普通株式と同様に評価。</p>	平成19年1月1日以後に相続および贈与（「配当優先の無議決権株式」については相続に限る）により取得した株式について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
相続税・贈与税	取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例	新設	<p>親（中小企業オーナー経営者）が自社株式を子供（後継者）に贈与する場合には、次の要件を満たすときに限り、贈与者の年齢要件を60歳に引き下げ、特別控除額を500万円上乘せし3,000万円とする。</p> <p>発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満であること。</p> <p>受贈者がその会社の代表者として経営に従事しており、その会社の発行済株式総数および議決権の50%超を有していること（特例選択後4年経過時点で判断）。</p> <p>その他所定の要件を満たすこと。</p>	平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に行う取引相場のない株式等の贈与について適用
法人税・所得税・相続税	信託税制	新設	<p>1. 信託法の改正による新たな類型の信託への対応</p> <p>(1) 受益証券発行信託          特定受益証券発行信託（受託者が税務署長の承認を受けた法人等）については、信託収益を現実に受領したときに受益者に課税。          特定受益証券発行信託以外の受益証券発行信託については、信託段階に受託者を納税義務者として法人税を課税。</p> <p>(2) 受益者等が存在しない信託          受益者等が存在しない信託については、信託段階に受託者を納税義務者として法人税を課税。          受益者等が存在しない信託を設定した場合は、委託者にみなし譲渡課税または寄附金課税を、受託者に受贈益課税をする。</p>	原則として、改正信託法の適用を受ける信託について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税・所得税・相続税	「信託税制」の続き	新設	<p>(3)受益者連続型信託等</p> <p>受益者連続型信託等については、設定時に受託者等に対して、委託者から受益権を遺贈等により取得したものとみなして相続税等を課税。</p> <p>次の受益者等以降の者に対しては、その直前の受益者等から遺贈等により受益権を取得したものとみなして相続税等を課税。</p> <p>2. 信託を利用した租税回避行為への対応、その他の信託課税の適正化措置</p> <p>(1)法人税の不当な回避が見込まれる類型（長期の自己信託等）の信託については、その受託者に対し、信託財産から生ずる所得について、受託者の固有財産から生ずる所得とは区分して法人税を課税。</p> <p>(2)信託損失の取扱い</p> <p>受益者段階課税される信託の個人受益者等の信託に係る不動産所得の損失は生じなかったものとみなし、損益通算等を制限。</p> <p>受益者段階課税される信託の法人受益者等の信託損失のうち、信託金額を超える部分の金額は損金不算入。また、損失補てん契約等により、累計損益が明らかに欠損とならない場合には、信託損失の全額が損金不算入。</p>	<p>原則として、改正信託法施行日以後の受益権の移転等について適用</p> <p>原則として、改正信託法の適用を受ける信託について適用</p>

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・住民税	上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例	<p>&lt;適用期限&gt;</p> <p>1. 平成20年3月31日まで 10% (所得税7%、住民税3%)</p> <p>2. 平成20年4月1日以後 20% (所得税15%、住民税5%)</p>	<p>&lt;適用期限の延長&gt;</p> <p>1. 平成21年3月31日まで (軽減税率を1年延長) 10% (所得税7%、住民税3%)</p> <p>2. 平成21年4月1日以後 20% (所得税15%、住民税5%)</p>	
	上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例	<p>&lt;適用期限&gt;</p> <p>1. 平成19年12月31日まで 10% (所得税7%、住民税3%)</p> <p>2. 平成20年1月1日以後 20% (所得税15%、住民税5%)</p>	<p>&lt;適用期限の延長&gt;</p> <p>1. 平成20年12月31日まで (軽減税率を1年延長) 10% (所得税7%、住民税3%)</p> <p>2. 平成21年1月1日以後 20% (所得税15%、住民税5%)</p>	
	公開買付けに係るみなし配当課税の特例	<p>上場株式等の公開買付けにより自己株式を取得した場合には、個人株主にはみなし配当課税が適用されず、譲渡益課税のみが適用される (平成19年3月31日まで)。</p>	<p>&lt;適用期限の延長&gt;</p> <p>平成21年3月31日まで (2年延長)</p>	
所得税	住宅借入金等特別控除の特例	<p>平成19年入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>控除期間 10年間</li> <li>住宅借入金等の年末残高 2,500万円以下の部分</li> <li>適用年、控除率</li> <li>1年目から6年目まで 1%</li> <li>7年目から10年目まで 0.5%</li> </ul> <p>平成20年入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>控除期間 10年間</li> <li>住宅借入金等の年末残高 2,000万円以下の部分</li> <li>適用年、控除率</li> <li>1年目から6年目まで 1%</li> <li>7年目から10年目まで 0.5%</li> </ul>	<p>次の特例措置と改正前の制度を選択適用。</p> <p>平成19年入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>控除期間 15年間</li> <li>住宅借入金等の年末残高 2,500万円以下の部分</li> <li>適用年、控除率</li> <li>1年目から10年目まで 0.6%</li> <li>11年目から15年目まで 0.4%</li> </ul> <p>平成20年入居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>控除期間 15年間</li> <li>住宅借入金等の年末残高 2,000万円以下の部分</li> <li>適用年、控除率</li> <li>1年目から10年目まで 0.6%</li> <li>11年目から15年目まで 0.4%</li> </ul>	平成19年または平成20年に居住した場合について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税	増改築等に係る住宅借入金等特別控除の適用対象工事	<p>&lt;適用対象&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模の修繕または模様替え</li> </ul>	<p>&lt;適用対象の追加&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模の修繕または模様替えに至らない工事のうち、一定のバリアフリー改修工事</li> </ul>	平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合について適用
	住宅のバリアフリー改修工事に係る住宅借入金等特別控除	新設	<p>居住者が「一定のバリアフリー改修工事」を行った場合には、そのバリアフリー改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の一定割合を、5年間所得税額から税額控除する制度を創設。</p> <p>(1)住宅借入金等の年末残高：上限1,000万円</p> <p>(2)控除率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一定のバリアフリー改修工事」に係る工事費用相当分（200万円を限度） 2%</li> <li>・「一定のバリアフリー改修工事」以外の工事費用相当分 1%</li> </ul>	
固定資産税	住宅のバリアフリー改修促進税制	新設	<p>「一定のバリアフリー改修工事」が行われた住宅については、バリアフリー改修工事が完了した翌年度分のその住宅に係る固定資産税の税額を3分の1減額（100㎡相当分までを限度）。</p>	平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた改修工事について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・住民税	特定の居住用財産の買換えの特例	個人が一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し、一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡益を繰り延べる。 <適用期限> 平成18年12月31日までの譲渡について適用 <買換え資産の要件> 床面積50㎡以上280㎡以下	<適用期限の延長> 平成21年12月31日までの譲渡について適用（3年延長） <買換え資産の要件の緩和> 床面積50㎡以上（上限撤廃）	床面積要件の上限撤廃は平成19年4月1日以後の譲渡から
	相続等により取得した居住用財産の買換えの特例	個人が父母等から相続等により取得した一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し、一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡益を繰り延べる。	廃止	平成19年4月1日以後の譲渡から
	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度	個人が一定の要件に該当する居住用財産を譲渡し、一定の要件に該当する居住用財産に買い換えた場合には譲渡損を損益通算および繰越控除できる。 <適用期限> 平成18年12月31日までの譲渡について適用	<適用期限の延長> 平成21年12月31日までの譲渡について適用（3年延長）	
	特定居住用財産の譲渡損失の損益通算・繰越控除制度	個人が一定の要件に該当する居住用財産を譲渡した場合には譲渡損（一定の限度額まで）を損益通算および繰越控除できる。 <適用期限> 平成18年12月31日までの譲渡について適用	<適用期限の延長> 平成21年12月31日までの譲渡について適用（3年延長）	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・法人税	特定事業用資産の買換えの特例	<p>長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等を買換えた場合には譲渡益の80%相当額を繰り延べる。</p> <p>&lt;適用期限&gt; 平成18年12月31日までの譲渡について適用</p>	<p>&lt;適用期限の延長&gt; 平成20年12月31日までの譲渡について適用（2年延長）</p>	
登録免許税	不動産登記に係る登録免許税の税率の特例	<p>&lt;住宅用家屋の保存登記&gt; 1. 平成19年3月31日まで 1,000分の1.5 2. 平成19年4月1日から 1,000分の4</p> <p>&lt;住宅用家屋の移転登記&gt; 1. 平成19年3月31日まで 1,000分の3 2. 平成19年4月1日から 1,000分の20</p> <p>&lt;住宅取得資金借入れに係る抵当権設定登記&gt; 1. 平成19年3月31日まで 1,000分の1 2. 平成19年4月1日から 1,000分の4</p>	<p>&lt;住宅用家屋の保存登記&gt; 1. 平成21年3月31日まで（軽減税率を2年延長） 1,000分の1.5 2. 平成21年4月1日から 1,000分の4</p> <p>&lt;住宅用家屋の移転登記&gt; 1. 平成21年3月31日まで（軽減税率を2年延長） 1,000分の3 2. 平成21年4月1日から 1,000分の20</p> <p>&lt;住宅取得資金借入れに係る抵当権設定登記&gt; 1. 平成21年3月31日まで（軽減税率を2年延長） 1,000分の1 2. 平成21年4月1日から 1,000分の4</p>	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税	国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）	新設	<p>(1)納税猶予制度の創設</p> <p>納税猶予制度</p> <p>移転価格税制の適用につき、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした者が申請をしたときは、その納期限から相互協議の合意に基づく更正があった日の翌日から1月を経過する日までの期間、納税の猶予を認める制度を創設。</p> <p>延滞税の免除</p> <p>納税を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保が徴せられるが、猶予期間に対応する延滞税は免除。</p> <p>(2)事前確認等の整備</p> <p>移転価格税制に係る事前確認およびその事前相談について、申請手続きの円滑化および執行体制の整備が図られる。また、移転価格税制上の運用の明確化に向けた取組みが引き続き進められる。</p>	平成19年4月1日以後に行われる申請について適用
所得税・法人税	国際的三角合併等に係る非居住者等株主に対する株式譲渡益課税	新設	<p>合併により株主に外国親会社の株式が交付された場合には、非居住者または外国株主（以下、非居住者等株主）は、その合併等のときに旧株（国内に恒久的施設を有する非居住者等株主が国内において行う事業に係る資産として管理するものは除く）の譲渡益に対して課税される。</p>	平成19年5月1日以後に行われる合併等について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・法人税	タック ス・ハイ ブン親会 社株式を 対価とす る合併等 の適格性 の否認	新設	<p>(1)移転資産に係る課税</p> <p>企業グループ内の法人間で合併等(軽課税国に所在する実態のない外国親会社の株式を対価とする場合に限る)が行われる場合において、合併法人等にも事業の実態が認められないときは、適格合併等に該当しないこととする。</p> <p>(2)株主に係る課税</p> <p>合併等(軽課税国に所在する実態のない外国親会社の株式を対価とする場合に限る)が行われる場合において、その合併等が適格合併等に該当しないときは、その合併等のときに株主の旧株の譲渡益に対して課税する。</p>	平成19年 10月1日 以後に行わ れる合併等 について適 用
法人税	タック ス・ハイ ブン子会 社株式を 移転資産 とする現 物出資の 適格性の 否認	新設	内国法人が保有する外国子会社(外国子会社合算税制の適用対象となるものに限る)の株式を軽課税国に所在する実体のない外国親会社(その内国法人の80%以上の持分保有)またはその外国親会社に係る外国子会社に現物出資する場合には、その現物出資は適格現物出資に該当しないこととする。	平成19年 10月1日 以後に行わ れる現物出 資について 適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・法人税	タックス・ヘイブン親会社等に留保された所得の合算課税	新設	内国法人(少数の株主グループによって支配(80%以上の持分保有)されるものに限る)の株主が組織再編成等により軽課税国に所在する実体のない外国法人を通じてその内国法人(その内国法人の資産・負債のほとんどすべてを取得した他の内国法人を含む)を支配(80%以上の持分保有)することとなった場合には、その外国法人またはその外国法人に係る外国子会社(軽課税国に所在する実体のない外国子会社に限る)に留保した所得を、その持分割合に応じて、その外国法人の株主である居住者および内国法人の所得に合算して課税する。	平成19年10月1日以後に株主が外国法人を通じて内国法人を支配することとなる場合について適用
法人税	外国子会社合算税制	外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人等(適用法人)および合算対象となる海外子会社(外国関係会社)の判定は、株式の数で行う。	外国子会社合算税制の適用法人および外国関係会社の判定について、議決権または請求権の異なる株式を発行しているときは、株式の数の割合、議決権(剰余金の配当等に関するもの)の数の割合または請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれが多い割合で行う。	平成19年4月1日以後に終了する事業年度から適用
		外国子会社合算税制の適用除外を受けるためには必要な書類等の保存をしなければならない。	外国子会社合算税制の適用除外を受けるためには必要な書類等の保存がない限り、適用除外が認められないことを明確化。	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税	電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税額の特別控除	新設	<p>&lt;対象者&gt;</p> <p>電子証明書を取得した個人で、平成19年分または平成20年分の所得税の納税申告書の提出を、本人の電子署名を付して各年の翌年3月15日までに電磁的方法により行った者</p> <p>&lt;控除額&gt;</p> <p>5,000円 (その年の所得税額を限度)</p> <p>&lt;適用年分&gt;</p> <p>平成19年または平成20年分</p> <p>ただし、平成19年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成20年分においてはその適用を受けることはできない。</p>	平成20年1月4日以後に、平成19年分以後の所得税の納税申告書の提出を行う場合について適用
	電子申告における第三者作成書類の添付省略	新設	<p>所得税の納税申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合は、次の第三者作成書類については、添付を省略することができる(納税者が確定申告期限から3年間保存)。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療費の領収書</li> <li>2. 社会保険料控除の証明書</li> <li>3. 小規模企業共済等掛金控除の証明書</li> <li>4. 生命保険料控除の証明書</li> <li>5. 地震保険料控除の証明書</li> <li>6. 給与所得、退職所得および公的年金等の源泉徴収票</li> <li>7. 特定口座年間取引報告書</li> </ol>	平成20年1月4日以後に、平成19年分以後の所得税の納税申告書の提出を行う場合について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税	源泉徴収票等の電子交付の対象書類	源泉徴収義務者が納税者に電磁的方法により交付できる書類の範囲。 1. 給与所得の源泉徴収票 2. 給与等の支払明細書 3. 特定口座年間取引報告書	源泉徴収義務者が納税者に電磁的方法により交付できる書類の範囲に次の書類を追加。 1. 公的年金等の源泉徴収票および支払明細書 2. 退職所得の源泉徴収票および支払明細書 3. オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書 4. 配当等とみなす金額に関する支払通知書	平成 20 年 1 月 1 日以後交付分から
	源泉徴収関係書類の電子提出	新設	給与等の支払いを受ける者が、税務署長の承認を受けた給与等の支払いをする者に提出する次の源泉徴収関係書類について、書面による提出に代えて電磁的方法により提出を行うことができる。 1. 給与所得者の扶養控除等申告書 2. 従たる給与についての扶養控除等申告書 3. 給与所得者の配偶者特別控除申告書 4. 給与所得者の保険料控除申告書 5. 退職所得の受給に関する申告書 6. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	平成 19 年 7 月 1 日以後に提出する源泉徴収関係書類について適用

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税	電子署名の省略	申告データ等を電子情報処理組織を使用して送信する者は、納税者、税理士の電子署名が必要。	次に掲げる者は電子署名を省略する。 1. 税理士等が依頼を受けて申請等を行う場合のその依頼者(税理士の電子署名だけで電子申告できる) 2. 源泉所得税の徴収高計算書の送信を行う者 3. 税務署等の端末を使用して申請等を行う者	1 および2の改正は平成19年1月4日以後に、3の改正は平成20年1月4日以後に電子情報処理組織により申請等を行う場合について適用
	電子申請等証明制度	新設	電子情報処理組織により申請等を行った者の請求があった場合、税務署長等は、電子情報処理組織により行った一定の申請等の内容等についての証明を電子情報処理組織を使用して行わなければならない。	平成20年1月4日以後に行う請求について適用
国税通則法	国税の納税手続き	< 国税の納付手段 > 1. 振替納税(指定預貯金口座) 2. 電子納税(インターネットバンキング) 3. 現金による納付(税務署または金融機関)	< 国税の納付手段の多様化 > 1. 振替納税(指定預貯金口座) 2. 電子納税(インターネットバンキング) 3. 現金による納付(税務署または金融機関) 4. 現金による納付(コンビニエンスストア)	平成20年1月4日以後に国税の納付を委託する場合
相続税	相続財産を仮装・隠ぺいした場合の配偶者の税額軽減措置	新設	相続税の配偶者の税額軽減措置について、配偶者が仮装または隠ぺいしていた財産を配偶者以外の相続人等が取得した場合には、当該仮装または隠ぺいしていた財産に伴い増加する税額について、当該税額軽減措置は適用しない。	平成19年4月1日以後

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
相続税	相続税の課税対象となる保険金の範囲	保険業法の免許を受けている生命保険会社等、外国生命保険会社等、少額短期保険業者等と締結した保険契約	わが国の保険業法の免許等を受けていない外国の保険業者と締結した保険契約を追加。	平成 19 年 4 月 1 日以後
法人税	企業に対する子育て支援税制	新設	<p>一般事業主行動計画を届け出ていること等一定の要件を満たす法人が、一定の基準を満たす事業内託児施設の設置および運営を行っている場合には、当該一般事業主行動計画に従って新設をした事業所内託児施設およびこれと同時に設置する一定の器具備品について、5 年間割増償却ができる。</p> <p>&lt; 償却割合 &gt;  大企業 20%、中小企業 30%</p>	平成 19 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の新設および設置について適用
所得税・法人税・相続税	再チャレンジ支援寄附金税制	新設	<p>個人、法人または相続もしくは遺贈により財産を取得した者が、下記または の寄附金を支出した場合の所得税、法人税または相続税に係る優遇措置を創設。</p> <p>地域再生法に規定する地域再生計画の認定を受けた地方公共団体（以下、認定地方公共団体）が指定する会社により行われる障害者の雇用の機会の確保など認定地域再生計画に記載された一定の事業に充てられる寄附金。</p> <p>認定地方公共団体が指定する公益法人が行う次世代育成支援対策に取り組む会社等に対する助成事業など認定地域再生計画に記載された一定の事業に関連する寄附金。</p>	平成 19 年 4 月 1 日以後

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
所得税・法人税	優良賃貸住宅等の割増償却制度	<p>1. 中心市街地優良賃貸住宅 適用期限：平成20年3月31日</p> <p>2. 高齢者向け優良賃貸住宅 適用期限：平成19年3月31日 割増償却率 耐用年数35年未満：36% 耐用年数35年以上：50%</p> <p>3. 改良優良賃貸住宅 適用期限：平成19年3月31日</p>	<p>1. 中心市街地優良賃貸住宅 改正なし</p> <p>2. 高齢者向け優良賃貸住宅 適用期限：平成21年3月31日 (2年延長) 割増償却率 耐用年数35年未満：28% 耐用年数35年以上：40%</p> <p>3. 改良優良賃貸住宅 廃止</p>	平成19年4月1日以後に取得等した高齢者向け優良賃貸住宅
印紙税	不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置	<p>不動産の譲渡に関する契約書で、記載された契約金額が1,000万円を超えるもの &lt;適用期限&gt; 平成19年3月31日</p>	<適用期限の延長> 平成21年3月31日(2年延長)	
国税	所有権移転外ファイナンス・リース取引	新設	<p>(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引は売買取引とみなす。</p> <p>(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法とする。</p> <p>(3)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース利益額のうち、受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の20%相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額はリース期間にわたって均等額により収益計上することができる。</p>	(1)~(3) 平成20年4月1日以後に締結するリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
国税	「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の続き		(4)平成20年4月1日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以降に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できる。 (5)所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱う。	(4)平成20年4月1日以後に終了する事業年度以後
所得税	寄附金控除の控除対象限度額	総所得金額等の30%相当額	総所得金額等の40%相当額	平成19年分以後の所得税から
所得税・法人税	棚卸資産の評価	1. 低価法の評価額 その取得のために通常要する価額  2. トレーディング目的の棚卸資産の評価 新設	1. 低価法の評価額 低価法を適用する場合における評価額は、事業年度末における価額（正味売却価額等）とする。 2. トレーディング目的の棚卸資産の評価 トレーディング目的の棚卸資産については、時価により事業年度末の評価を行う。	平成19年4月1日以後開始事業年度
国民健康保険税	基礎課税額に係る課税限度額	課税限度額：53万円	課税限度額：56万円	

税目	項目	改正前	改正後	施行時期
法人税	定期同額給与に関する取扱い	<p>&lt; 定期同額給与の意義 &gt;</p> <p>その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の支給時期における支給額が同額である給与</p> <p>定期給与の額につき当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにその改定がされた定期給与</p> <p>定期給与の額につき当該法人の経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由によりその改定がされた場合(減額した場合に限る)の定期給与</p> <p>継続的に供与される経済的な利益のうち、その供与される利益の額が毎月おおむね一定であるもの</p>	<p>定期同額給与について、職制上の地位の変更等により改定がされた定期給与についても定期同額給与として取り扱うことを明確化。</p>	平成19年4月1日以後開始事業年度
	事前確定届出給与の届出期限	<p>事前確定届出給与について、その届出期限は次のうちいずれか早い日とする。</p> <p>給与に係る職務の執行を開始する日</p> <p>その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日</p>	<p>事前確定届出給与について、その届出期限は次のうちいずれか早い日とする。</p> <p>給与に係る職務の執行を開始する日(その届出期限を役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日)から1月を経過する日</p> <p>その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日</p>	
	事前確定届出給与について届出不要	新設	同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について届出が不要。	

---

**追補資料**

平成 18 年 4 月 2 日から平成 19 年 5 月 31 日までの主な改正項目

---

平成 19 年 6 月 1 日発行

編著者 きんざい ファイナンシャル・プランナーズ・センター

発行所 株式会社きんざい

〒160 8520 東京都新宿区南元町 19

TEL 03 3358 0016 / FAX 03 3358 1971

禁無断転載

---

600005007